

指定給水装置工事事業者のみなさまへ

恵庭市水道部上水道課より大切なお知らせ

2019年10月1日より
指定給水装置工事事業者制度は
5年ごとの更新が必要になりました

指定給装置工事事業者の資質の維持・向上を目指して、
「水道法の一部を改正する法律」が2019年10月1日に施行されました。

●指定の有効期間が従来の無期限から5年間となります。

※旧制度で指定を受けている工事事業者のみなさまは、指定を受けた日によって、初回の更新までの有効期間が異なります(下表参照)

※**期間内に更新申請を行わなければ、指定の失効**となりますのでご注意ください。

指定を受けた日	初回更新までの申請受付期間
H10.4.1~H11.3.31	R2.4.1~R2.9.29
H11.4.1~H15.3.31	R2.9.30~R3.9.29
H15.4.1~H19.3.31	R3.9.30~R4.9.29
H19.4.1~H25.3.31	R4.9.30~R5.9.29
H25.4.1~R1.9.30	R5.9.30~R6.9.29

更新については、対象となる指定給水装置工事事業者さま宛に、通知をします。
なお、郵便の不着や未更新の方へ再通知はいたしません。

指定更新の要件は水道法第25条の2(指定の基準)を準用し、下記の確認を行います。

- ①給水装置工事主任技術者の選任
 - ②給水装置工事を行うための機械器具の名称、性能及び数
 - ③水道法第25条の3で規定された欠格要件に該当しない者
- ※法令第25条の3及び省令第20条に準拠

◎指定更新申請時に4項目の確認を行います。

※事業の運営に関する基準(法第25条の8及び法施行規則第36条)に伴い、適正に給水装置工事の事業を運営していることを確認

- ①指定給水装置工事事業者講習会の受講実績
- ②指定給水工事事業者の業務内容(営業時間、漏水修繕、対応工事等)
- ③給水装置工事主任技術者の研修受講状況
- ④適切に作業を行うことができる技能を有する者の従事状況

◎4項目確認資料

- ・講習会の受講終了証等
- ・外部研修の受講実施履歴等
- ・施工者の経験の有無及び配管技能の資格の有無

●更新申請に必要な書類等

- ・指定給水装置工事事業者指定申請書(様式第1)
- ・誓約書(様式第2)
- ・機械器具調書(別表)
- ・定款及び登記事項証明書(法人)又は住民票(個人)
- ・選任する主任技術者の確認書類(免状又は技術者証の原本もしくは写し)
- ・恵庭市指定給水装置工事事業者証の返納
- ・更新手数料(10,000円)

更新申請についてのお問い合わせ
恵庭市水道部上水道課
給・排水担当
電話 0123-33-3131(内線 5854・5855・5856)
直通 0123-33-3126

